

CHI HAYA A KASAKA

2018

2月号

Vol.529

トピックス

- 地域公共交通の取組み②…………… p 2
- 国民健康保険制度が変わります…………… p 5
- 地域活動活性化事業を募集します…………… p 6
- 村政まちかど講座が始まりました…………… p 7
- 認定こども園設立候補地ボーリング調査結果… p 9
- 12月・1月議会の議案・予算と主な議論 …… p 10
- 第2回環境条例策定ワークショップを開催… p 12
- 12月開催区長会の報告 …… p 15
- フロアマネージャーを設置しました…………… p 15

広報ちはやあかさか



千早赤阪村

地域公共交通の取組み②

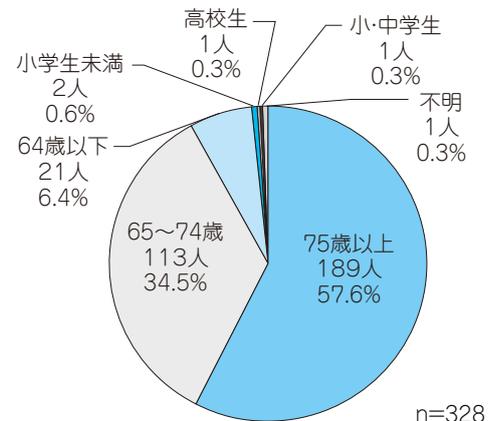
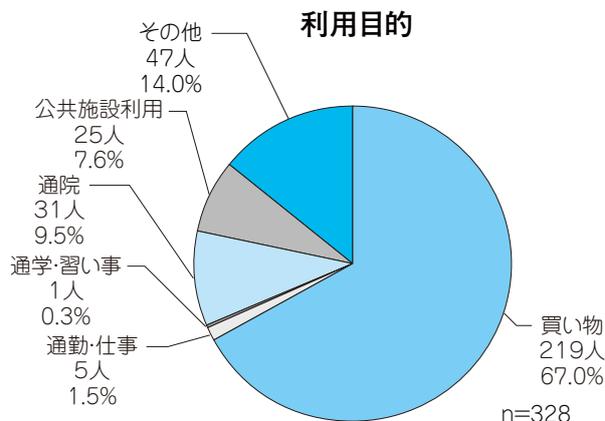
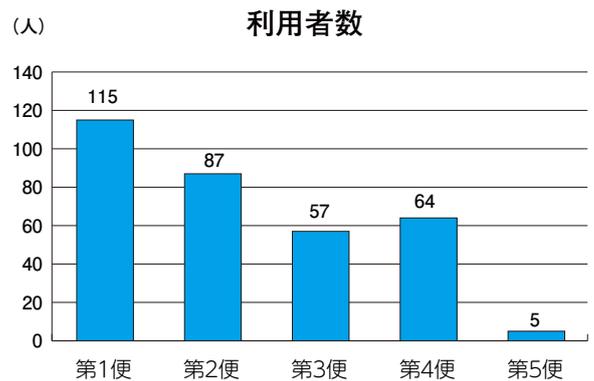
村では、地域の地理的特性や住民ニーズに合った、村民のお出かけの手段として将来にわたって利用される持続可能な地域公共交通システムとなるよう平成26年度に地域公共交通協議会を設置し、アンケートやワークショップ、実証運行を実施してきました。これまでの取り組みを全3回（今回は2回目）で報告します。

平成27年度の実証運行

- 実施期間：平成27年9月1日から10月31日までの2か月間
- 運行方法：タクシー2台による定時定路線方式・2コース
 - イ) コース：森屋⇨吉年集会所⇨吉年バス停⇨多間橋⇨浄照寺⇨中津橋⇨千早銘木前⇨小吹八坂神社口⇨ショウブ坂⇨小吹老人憩いの家⇨口組集会所⇨小吹地藏さん⇨小吹台⇨小吹バス停⇨森屋
 - ロ) コース：森屋⇨桐山老人憩いの家⇨桐山広域農道口⇨二河原辺消防車庫⇨くすのきホール⇨森屋⇨川野辺四つ辻⇨オークワ⇨森屋
- 利用料金：1コースにつき100円

〈運行結果〉

- 40日間の運行で、延べ328人（8.2人/日）の利用がありました。
- 高齢者の買い物利用が多く、第1便、第2便（午前）に利用が集中していました。
- 交通空白地である中津原地区での利用や路線バスへの乗継利用がほとんどありませんでした。



〈アンケート結果〉(回答1,508人)

- 実証運行を利用しなかった主な理由は、自動車・自転車・徒歩で移動するから（49%）、実証運行を知らなかった（18%）、家族に送迎してもらうから（12%）などでした。
- どのような改善策が必要かに関しては、予約制で目的地まで自由に走る方式（26%）、フリー乗降区間の設定（16%）、ワゴン車への変更（14%）、本数の増便（11%）などでした。
- 自由意見では、村外への運行：デマンド（予約）運行：停留所数の増加、路線バスへの乗継割引や今は自動車を運転するので利用しない、停留所まで距離がある、無駄なのでやめた方がよいなど厳しい意見もありました。

〈実証運行の課題〉

- 利用しなかった方の中には実証運行を「知らなかった」方もあり、広報紙やホームページへの掲載、地区回覧への協力依頼などより効果的な広報・周知を図る必要があります。
- 村内を循環する運行ルートのため、1便あたりの移動時間が長かったことから、1便あたりの運行時間の短縮、便数の増加、村外へ移動ができるよう路線バスへの乗継利用を図る必要があります。
- 停留所の設置場所を老人憩いの家など、集落に近い場所とし、利便性の向上を図る必要があります。
- 村内すべての地区で利用できず、不公平感がありました。

平成28年度の実証運行

- 実施期間：平成28年8月1日から11月30日までの4か月間
- 運行方法：定時定路線方式とデマンド（予約）方式の同時運行
定時定路線方式：

いきいきサロンやまゆり⇔東阪（旧 JA 前）⇔ B&G 海洋センター
⇔ 桐山広域農道⇔二河原辺消防車庫前⇔いきいきサロンくすのき
⇔ 保健センター⇔森屋⇔オークワ（河南町）

デマンド（予約）方式：各地区の停留所と「いきいきサロンやまゆり」、「いきいきサロンくすのき」、「保健センター」、「森屋」の間を運行



森屋消防車庫前	中津橋
自休村センター下防火水槽前	千早銘木前
森屋	東ノ尾農道
いきいきサロンくすのき	下東阪老人憩いの家
水分神社臨時駐車場前	上東阪消防車庫前
JA 大阪南赤阪支店	小吹老人憩いの家
グロワール前	西恩寺
保健センター	小吹口組集会所
川野辺老人憩いの家	小吹地藏さん
桐山老人憩いの家	いきいきサロンやまゆり
吉年老人憩いの家	千早老人憩いの家
中津原老人憩いの家	福助食堂前
浄照寺	

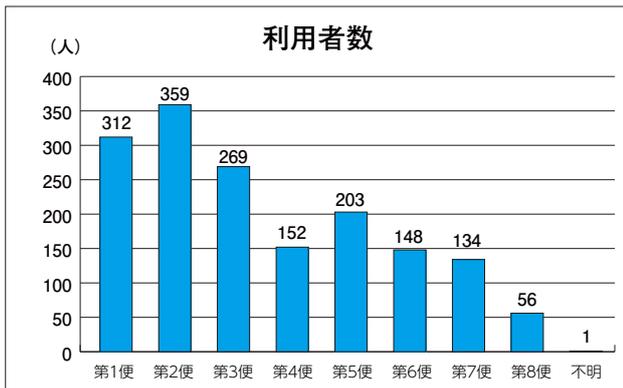
いきいきサロンやまゆり
いきいきサロンくすのき
保健センター
森屋

- 利用料金：無料

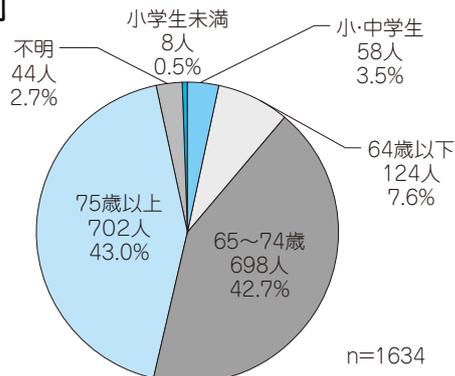
〈運行結果〉

〔定時定路線方式〕

- 82日間の運行で、延べ1,634人（19.9人/日）の利用がありました。
- 高齢者の買い物利用が多く、第1便～第3便（午前）に利用が集中していました。
- 路線バスへの乗継利用は135人（8%）でした。

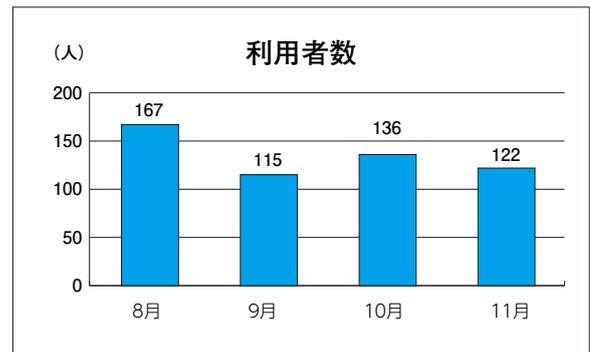


年齢別

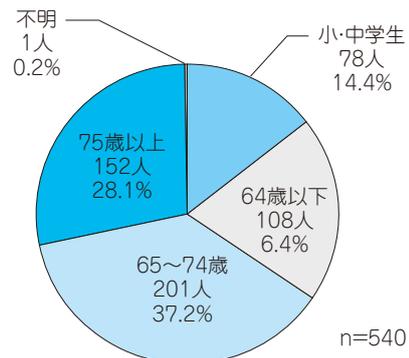


〔デマンド（予約）方式〕

- デマンド（予約）方式では540人の利用がありました。なお、利用のない日が7日間ありました。
- いきいきサロンやくすのきホールなど公共施設への利用のほか、登山や学童の利用などがありました。
- 乗継利用はほとんどありませんでした。

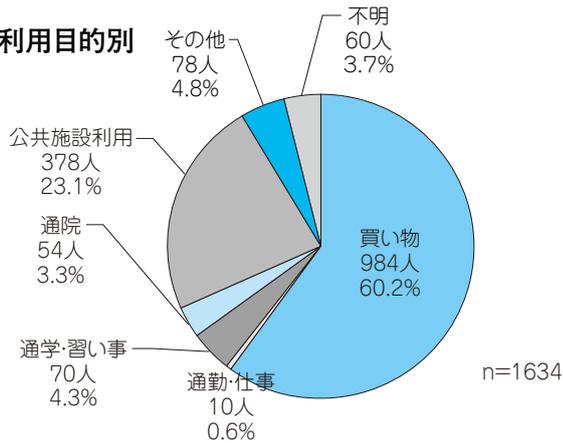


年齢別



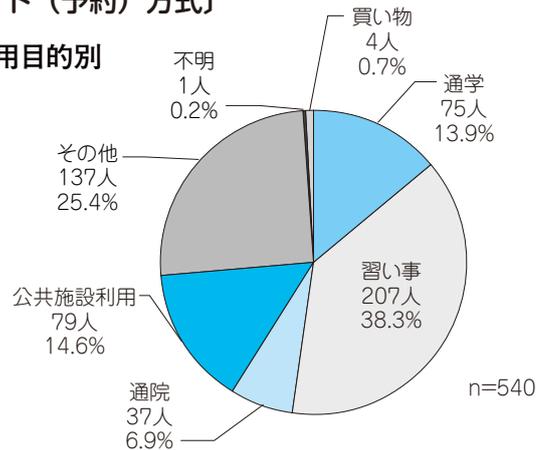
【定時定路線方式】

利用目的別



【デマンド（予約）方式】

利用目的別



〈アンケート結果〉（回答972人）

- どのような改善策が必要かに関しては、本数の増便（19%）、運行ルートの見直し（18%）、利用方法を分かりやすく（15%）、停留所の改良（15%）、運行時間帯の見直し（11%）などでした。
- 有料となった場合の負担額は、100円（57%）、200円（26%）、有料なら乗らない（9%）の順でした。
- 自由意見では、村外への運行、複数の路線設定、朝・夕方の運行時間延長、各地区内での停留所の追加などの意見がありました。
- どのような改善策が必要かに関しては、運行方法の見直し（35%）、停留所の改良（20%）、運行時間帯の見直し（18%）、予約方法の見直し（13%）などでした。
- 有料となった場合の負担額は、100円（41%）、200円（33%）、300円（13%）、有料なら乗らない（9%）の順でした。
- 自由意見では、朝・夕方・土日の運行、予約が面倒、インターネットでの予約など予約方法に関する意見がありました。
- 実証運行を利用しなかった主な理由は、自動車・自転車・徒歩で移動するから（55%）、家族に送迎してもらうから（14%）、行きたい場所・時間がない（10%）などでした。
- 行きたい場所の希望としては、村外（富田林市・河内長野市）が多く、買い物ができる所や病院などが続き、村内では役場や中学校などがありました。
- その他、将来的にあればよい、将来使いたいという意見が多くありました。

〈実証運行の課題〉

- 平成28年度の実証運行では、平成27年度の実証運行での課題を受けて、パンフレットを作成し広報周知に努めました。また定時定路線方式では片道の運行時間を30分・1日8便としました。村内全域で利用できるようデマンド（予約）方式を取り入れ、各地区の老人憩いの家に停留所を設置しました。
- 定時定路線方式では、平成27年度の実証運行と比べ、1日あたりの利用数は上回り、利用した方の満足度は高かったものの、依然利用しなかった方が多くあり、十分な満足を得るものではありませんでした。
- 平成27年度と同様に、自動車・自転車・徒歩で移動するから、家族に送迎してもらうから利用しなかったという意見が多く、運行時間帯や行き先が利用者の希望とマッチしていなかったことも考えられます。
- 運行車両に物損事故が発生しました。幸い人的被害はなかったものの、利用者の安全・安心や代替車両の確保など、新たな課題も浮き彫りとなりました。

2年間に渡る実証運行とアンケートから、地域公共交通に対しては多種多様なニーズがあり、それに十分応えることが出来ない結果となりました。

3月号では、これまでの実証運行やアンケート、村の地形的特性などから地域公共交通を考えます。

〈問い合わせ〉 地域戦略室

「平成30年度から国民健康保険制度が変わります」

4月から、国民健康保険の財政運営の責任主体が市町村から大阪府に移ります。市町村単位で行われてきた国民健康保険の運営を広域化し、都道府県単位でより安定的な財政運営と効率的な事業運営を進め、国民健康保険制度の安定化を図ります。

国民健康保険は高齢化の進展、被保険者の低所得化とともに、医療費の増嵩、保険料の収納率の低迷など、構造的な問題を抱え、厳しい財政状況となっているため、今後は大阪府が市町村とともに国民健康保険の運営を担い、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担っていきます。

制度の見直しによる効果

効果1 大阪府内で保険料負担を公平に支え合います

- 大阪府が市町村ごとの事業費納付金（保険料負担）の額を決定し、保険給付に必要な費用を全額、保険給付費等交付金として市町村に対して支払います。これにより、市町村の財政は従来と比べて大きく安定します。
- 大阪府内のどこに住んでいても、同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料額となるよう、被保険者間の負担の公平化を実現するため保険料率を大阪府で統一とします。それに伴い保険料が急激に増加することがないように6年間の激変緩和措置が実施されます。

効果2 サービス拡充と保険者機能の強化につながります

- 大阪府内でほかの市町村に引っ越した場合でも、引っ越し前と同じ世帯であることが認められるときは、高額療養費の上限額支払回数のカウントが通算され、経済的な負担が軽減されます。
- 市町村は、より積極的に被保険者の予防、健康づくりを進めるために様々な働きかけを行い、地域づくり、まちづくりの担い手として、関係者と連携、協力した取り組みを進めます。

※手続きなどは、従来通り役場窓口で行います。

〈問い合わせ〉 住民課（国民健康保険）

村民の皆さんのむらづくり活動を応援！！ 地域活動活性化事業を募集します

村では、村民の皆さんとともに力を合わせて地域課題の解決や地域の活性化を図る協働によるむらづくりを推進しており、地域活動活性化事業を行う村民活動団体を財政的に支援する制度を設けています。活気あるむらづくりに取り組む皆さんからのたくさんの応募をお待ちしています。

■ 対象団体

- 5人以上の会員で組織し、その構成員の過半数が村内に在住、在勤または在学していること
- 役員が補助金を申請している他の補助対象団体と半数以上重複していないこと
- 組織運営の会則などがあること
- 予算、決算が適正に行われていること
- 村と協働事業を実施できる実績または能力があると認められること

■ 対象事業

村民活動団体が、地域の活性化や地域課題の解決について、自主的、主体的に企画および実施するむらづくり事業、かつ村内全域を対象に実施する事業であり、次のいずれか2つ以上に該当すること。

- (1) 公益的、社会貢献的な事業であって、提案する補助対象団体と村が協働して取り組むこと
によって地域課題や社会的課題の解決が図られ、施策として展開できる事業
- (2) 村民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できる事業
- (3) 協働の役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することにより相乗効果や住民自治力が高まる事業
- (4) 先進性、先駆性などがあり、新しい視点からの事業
- (5) 村と協働して行うことで共通の公共的目標達成に向け効果が期待できる事業

■ 応募期間

- 2月1日(木)～3月9日(金)

■ 補助内容

- 対象経費に1/2を乗じて得た額と10万円を比較して少ない方の額、1団体1事業まで
- 補助対象外となる経費があります。

■ 申請方法

- **提出書類** 申請書、事業計画書、収支予算書、見積書写し、団体に関する調書、会則などの写し、団体役員名簿、その他事業の補足資料（申請様式は、村ホームページからダウンロードまたは役場地域戦略室にて配布しています。）
- **提出方法** 地域戦略室まで直接提出してください。

■ 提案事業の採択

- 提案された事業は、ヒアリングなどで内容を確認した上、村民活動団体による公開プレゼンテーションなどを行い、交付対象事業を決定します。

■ その他

- 本補助事業は平成30年度千早赤阪村予算原案の議決を経てはじめて効力を発するものとし、また、予算の範囲内で行いますので、応募状況によっては事業内容にかかわらず、交付対象とならない場合があります。

〈問い合わせ〉 地域戦略室

村政まちかど講座が始まりました

本村では、村民の皆さんが気になる村政のテーマについて、専門的な知識を持つ役場の担当者を皆さんのもとに派遣し、村政に対する理解や関心を深めてもらうことを目的とした「村政まちかど講座」が、平成30年1月からはじまりました。

地区、自治会、学校、PTA、生徒会、老人会、各種サークルなど、5名以上のグループで利用してください。各地区で、定期的で開催されている「喫茶」の場などにも伺います。



1 講座の内容

村政に関することなら、ジャンルは問いません。皆さんの気になる村政、なんでも聞いてください。

(例) 健康づくり、防災、まちづくり、農業、下水道、マイナンバー、村財政のしくみ、教育、議会の役割など

講座に必要な資料は、役場で用意します。

2 利用できる方

村内に在住、在勤、在学する方で構成する、5人以上のグループが利用できます。

地区、自治会、学校、PTA、生徒会、老人会、各種サークルなど、幅広く利用してください。

3 派遣する職員

希望するテーマを所管する課、室、局などから、職員を派遣します。基本的に、主事・技師級から係長級までの職員がお伺いします。

4 開催場所

派遣する会場は千早赤阪村内とします。原則として公民館や地域の会館、集会所、憩いの家などの公共施設を各団体で用意してください。なお、会場の確保は日時が決定してからでも結構です。

5 開催日時

土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く、午前9時30分から午後5時までの間で、講義や質疑応答を含めて、1回あたり90分程度となります。

申し込みにあたっては、希望日時を複数お知らせください。なお、業務の都合により希望に添えない場合がありますので、その場合には所管課と個別に相談してください。

6 費用

役場職員の派遣については**無料**です。ただし、資料の印刷やコピー代、会場使用料などの実費については、各団体で負担してください。

7 申込み

「村政まちかど講座受講申込書」に必要事項を記入のうえ、派遣希望日の1か月前までに、地域戦略室あてに申し込んでください。申込書は持参でも郵送でも構いません。小吹台連絡所でも受付します。申し込み後、担当の所管課から、内容や日時など細部の調整について連絡します。

なお、申し込み後、1週間以上経過しても所管課から連絡がない場合は、おそれいりますが地域戦略室まで問い合わせてください。

〈送付先〉

〒585-8501 (住所不要)
千早赤阪村役場 地域戦略室 「村政まちかど講座」係 あて
☎@0081

裏面が申込用紙になっています。
切り取って使用してください

注意 あくまでも村政に関する勉強会の場合です。陳情、要望、交渉、苦情はお受けできません。また、公序良俗に反する場合や、政治活動、宗教活動、営利活動を目的とした団体や催しには、派遣しません。

〈問い合わせ〉 地域戦略室

様式第1号（第7条関係）

受付番号 (役場処理欄)	年度	号
-----------------	----	---

千早赤阪村村政まちかど講座受講申込書

年 月 日

千早赤阪村長 様

申込者 団体名
代表者 印
住 所
電話番号

千早赤阪村村政まちかど講座を受講したいので、下記のとおり申込みます。

なお、私は千早赤阪村村政まちかど講座実施要綱第10条第1項の規定（暴力団等の排除）には該当しないことを宣誓します。

記

希望する講座の内容		「 」について 〔具体的な内容〕			
希望日時※	第1希望	年	月	日()	時 分～ 時 分
	第2希望	年	月	日()	時 分～ 時 分
開催場所		(名 称)			
		(所在地)			
集会等の名称 及び目的		<input type="checkbox"/> 千早赤阪村村政まちかど講座のみで実施			
		<input type="checkbox"/> 他の会合等と併せて実施			
		名称			
		目的			
主な構成及び参加者数		参加者の主な構成		予定人数 人	
備考		(受講に際して希望等がある場合は記載してください)			

※希望日時については、所管課の都合によりご希望に沿えない場合があります。

【受講にあたってのお願い】

- 1 5人以上の団体が対象になります。
- 2 講座の内容等、まちかど講座の実施にあたっては、後日所管課から調整させていただきます。
- 3 政治、宗教又は営利活動を目的とした団体、催し等には、講座は実施できません。
- 4 受講内容に対する質疑や意見交換はできますが、役場に対する陳情、要望、交渉若しくは苦情等をお受けする場ではございませんので、あらかじめご了承ください。

認定こども園設立候補地（村立テニスコート）の ボーリング調査結果について

○これまでの候補地の検討経過について

認定こども園の候補地については、村立テニスコート、野外活動センター跡地、旧千早小学校跡地、小吹台地域などの村有地や森屋、桐山、水分、東阪、二河原邊の民有地（所有者の承諾は得ていません）など計12か所について、大阪府の開発指導部局と協議しつつ、建設に向けた候補地の選定を進めてきました。

○村立テニスコートについて

候補地について、まずは敷地面積や土地の防災面での安全性の担保などの視点により、土地そのものの課題をクリアするための造成工事費用などについて、比較検討を行いました。

全ての課題をクリアできる候補地の選定は非常に難しい状況でしたが、その中で、村内の中心部という立地場所などの要素を考慮し、平成29年12月号広報掲載の「認定こども園整備指針」において示した、村立テニスコートを第一候補として、平成29年11月から当該地のボーリングによる土質調査を実施しました。

この土質調査の結果、地中深部において玉石まじりの砂礫されきが多く分布し、過去にグラウンドから谷側に向かって土石流の堆積跡が見られることが判明しました。土質調査を行った事業所の考察によると、調査結果の土質からは地滑りの可能性を完全に否定できず、また園舎の基礎施工が困難を要する恐れがあるとの助言を受けました。

このため村として村立テニスコートについては、認定こども園の候補地としては断念せざるを得ないと判断しました。

○今後の選定について

本村の地形は約80%が山間部であり、その多くが急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域であることから、小さな子どもが多く集まる認定こども園を立地する土地は限られます。

また、宅地造成等規制法や土砂災害防止法など安全面での法規制も年々厳しくなっています。

そのため、認定こども園の設置主体として予定している社会福祉法人千早赤阪福祉会と協議し、引き続き候補地選定の作業を進め、認定こども園の早期開園をめざしていきます。

〈問い合わせ〉健康福祉課（福祉）

議会への提出議案・予算と主な議論

平成29年12月定例会が12月5日に開会され、村長提案として監査委員条例の一部改正など16件の議案を、また1月12日には臨時議会が開会され、一般会計補正予算など4件の議案を提出しました。その中で村民の皆さんに関わりの深い内容について紹介します。

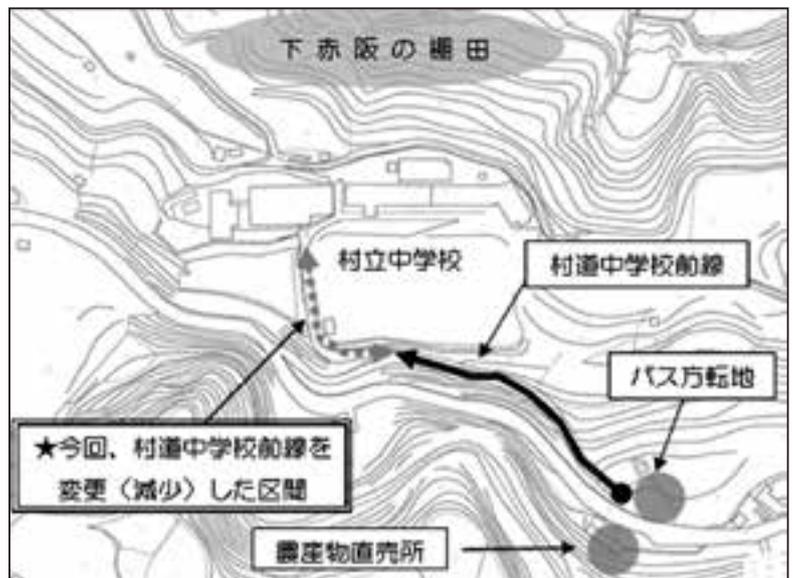
主な議案

○千早赤阪村監査委員条例の一部改正について

監査委員は、主に村の財務に関する事務の執行が適正に行われているか、経営に係る事業の管理が効果的、合理的、能率的に行われているかを監査しています。村では監査体制をより強化するため、監査委員の定数を2人から3人に増員し、行政運営の監視について徹底を図っていきます。

○村道中学校前線の変更について

村立中学校の敷地内の一部には村道が通過しており、学校関係者だけでなく、棚田を訪れる観光客など、不特定多数の人が自由に通行できる状態にありました。このような状態は交通、防犯面において危険であり、教育環境としても好ましくないことから、学校からも改善の要望がありました。そのため、中学校の敷地内を通過していた村道を一部廃止し、生徒の安全を確保するために門扉やフェンスの新設など、セキュリティ対策の向上を図っていきます。



主な質疑

民有地の被害への補償について

(村の考え)

民有地は個人の財産であるため、基本的には土地所有者の責任において復旧する必要があり、私有財産に行政が関与することは、公平性や財政負担などから補償は難しい状況です。

村としては土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内にある住宅について、住民自らが実施する危険住宅の移転・補強対策に対し、その費用の一部について助成を行う新たな制度を平成30年4月から運用できるよう検討を進めています。

〈問い合わせ〉 総務課

保険料率や減免制度の府内一元化（平成30年4月実施）に伴う、村の国民健康保険料について

(村の考え)

平成30年度からの新たな国保制度において大阪府では、府内のどこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同一の保険料額となるよう府内全体での公平化を図るため保険料率を府内統一とすることをしています。

これに伴い、村では平成29年度の国民健康保険料の引き上げを行いました。今後の保険料については、大阪府より示される事業費納付金や標準保険料率を基に、住民負担の観点も踏まえ保険料額に激変が生じないよう基金の活用を図っていきます。

なお、値上げせず村税を投入すべきとの意見もありますが、社会保険加入者からみれば、税金が国保料に投入されることで、二重に保険料を払うことになるといった意見もあることから、安易に税金を投入することは慎重であるべきと考えています。

平成 29 年 12 月
平成 30 年 1 月

補正予算が 決まりました

補正額

233,229千円

一般会計 223,965千円

特別会計 9,264千円

(単位：千円)

区分	会計別	補正前予算額	12月定例議会 補正額	1月臨時議会 補正額	補正後予算額
一般会計		3,307,090	147,780	76,185	3,531,055
特別 会計	国民健康保険	保険事業	△ 2,129	0	1,150,652
		診療所	39,797	0	39,797
	介護保険	849,855	6,014	0	855,869
	後期高齢者医療	104,445	5,252	0	109,697
	下水道事業	243,618	127	0	243,745
	金剛山観光	147,038	0	0	147,038
	小計	2,537,534	9,264	0	2,546,798
合計		5,844,624	157,044	76,185	6,077,853

主な補正内容は下記のとおりです。

災害復旧事業

12・1月

台風21号・22号により被災した村道や河川、農地、農林業施設の復旧を行います。

関連補正予算 164,213千円

電算システム改修事業

12月

介護保険料や社会保障・税番号制度、府乳幼児医療助成制度、障がい者福祉制度の改正に伴い、電算システムの改修を行います。

関連補正予算 10,049千円

障がい福祉サービス事業

12月

障がいのある方が自立した生活を送ることや自立した生活に必要な知識・技術を身に付けるための給付費です。

関連補正予算 17,801千円

新庁舎建設事業

1月

新庁舎建設に伴う村所有地と隣接する敷地との境界位置の特定に向け、専門機関へ調査委託を行います。(過去に境界確定の明示がなされていないため)

関連補正予算 4,000千円

国交付金返還金

1月

地方創生加速化交付金(金剛山の里ツーリズムビューローへの交付金)の返還に関する経費です。

関連補正予算 7,000千円



〈問い合わせ〉 人事財政課

第2回環境条例策定ワークショップを開催しました！

12月13日にくすのきホールにおいて、「第2回環境条例策定ワークショップ」を開催しました。公募により参加者となった21人のうち20人の参加があり、第1回環境条例策定ワークショップの復習を行った後、周辺自治体の条例構成についての勉強を行いました。その後、前回と同様に4班に分かれて、それぞれの班で、前回に意見のあった内容を基に「住民の役割」・「事業者の役割」・「行政の役割」について、意見を出し合った後発表し、認識の共有を行いました。

周辺市町の条例構成

周辺自治体である富田林市・河内長野市・河南町・奈良県五條市並びに葛城市の条例構成について勉強を行いました。

自治体によっては、落書きの禁止や飼い犬の管理等の記載があり、各自治体の特色が出ている条例となっていました。

ワークショップで出た主な意見

ワークショップの中では、「住民の役割」・「事業者の役割」・「行政の役割」について、各班で意見を出し合い、発表を行いました。

分野	住民の役割	事業者の役割	行政の役割
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> • 自助の意識を強く持つ • きれいな水。各家庭の汚水をできるだけ少なくする • 狩猟をする。免許・資格をとる • 耕作放棄地は活用 • 耕作経験者のアドバイス • 耕作については、若い人はなかなか体験することがない • 災害については、日ごろから点検を実施するなど 	<ul style="list-style-type: none"> • 農業・林業を機械化する。少人数で管理ができるようにする • 針葉樹林を広葉樹林に植え替えて観光資源を増加させるなど 	<ul style="list-style-type: none"> • 人工林（桧、杉）を落葉樹に植替え推進（補助金）する → 観光資源 • 緑化・広葉樹化を目標にする • 耕作放棄地の貸出制度の確立 • 災害について、住民へのアピール（広報等） • 災害時の為に、定期的な点検を行うなど

分野	住民の役割	事業者の役割	行政の役割
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> 住民（村民）環境に関する意識の向上 ひとけが無いことについては、村全体で子どもたちに声掛けを行う 不法投棄は、ボランティアでゴミ掃除をしても矛盾を感じている 不法投棄対策として行政と共に巡回する 地区単位のクリーンキャンペーンの実施 （村全体）家の庭木の手入れ 隣同士は親しくなれるが、気楽に集まれる場が必要（老人会ではなく） 道路改修に前向きな協力を行う 行政等に協力する 空き家の管理を住民のボランティアで行う 空き家の排水溝の泥上げを地区で行い、水害に備える 空き家の有効利用をみんなで考える 意識して住んで良かったと思える楽しい村づくりをめざす <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄について、従業員教育を行うと共に、経費を惜しまない 道路工事等を行う場合は、住民にもっと情報開示をして欲しい 事業者は紛争が生じたときは誠意をもって解決する 事前に住民説明を義務付ける <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄が多いので、ことあるごとに啓蒙してほしい 不法投棄の見回り・監視 住民の活動に協力（連携や住民にできない部分のカバー） 地区の集会の時に行政（保健師等）から事業者へのアドバイス 計画的な道路整備 事業の実施を国、府に要望 空き家の管理を義務化する 空き地の情報発信をする 紛議調整委員会を設ける 住民の意見を十分に聞く <p>など</p>
観光	<ul style="list-style-type: none"> 登山道補修ボランティア 村内外の登山に関心ある方に呼びかけ 観光ガイド <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特徴ある店作り <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 金剛山に入山する人をコントロールする。人数・領域 登山道入り口に不法入山しないように看板を立てる 違法駐車を取り締まる 駐車場の整備 観光道路の整備 <p>など</p>

分野	住民の役割	事業者の役割	行政の役割
公害		<ul style="list-style-type: none"> 代替の事業地を探す 脱臭装置に設備投資させるなど 	<ul style="list-style-type: none"> 条例を制定 カメラの設置による取締りを行う 臭いは目に見えないので、きめのこまかい監視が必要 代替の事業地を斡旋するなど
歴史資源			<ul style="list-style-type: none"> 城跡等、観光ルートとしての整備と地図の作成など
全体	<ul style="list-style-type: none"> 環境の変化に気づいた時に地域で情報交換できる場をつくる ゴミ拾い活動（全員で） 保全活動 山村留学学校 資源の活用（竹を使ったモノ・リースづくり） 私有地（山、農地）の開放 など	<ul style="list-style-type: none"> 住民に保全を教えるセミナー開催 登山道の整備費募金 など	<ul style="list-style-type: none"> 近隣自治体の連係と目標の広域化 村・事業者・村民の責務を明らかにする など
その他	<p>新しい課題としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立的な観光 各地区によって環境特性が異なるので条例の落としどころをどうするのかなどがありました。 <p>啓蒙+教育として、村だけでなく各家庭でも行うなどの意見がありました。</p>		

〈問い合わせ〉 住民課（環境衛生）



12月開催区長会の報告

村と村内13地区長とで年4回開催されている区長会について、村民の皆さんへ広く知ってもらうため、区長会の報告をします。

平成29年12月13日(水)午後4時30分から村立保健センター2階において定例区長会が開催されました。主な内容は以下のとおりです。

● (仮称)村政まちかど講座制度の創設について

村政への理解と関心を深めてもらうため、希望する村政の説明に村職員を派遣します。詳しくは7ページをご覧ください。

● 生活道路等整備事業補助金概要(案)について

生活道などへの原材料支給の現行制度を来年度から次のとおり見直す予定です。

〈現行〉

対象受益戸数 5戸以上
申請期限 6月末まで
※補助限度額は未定です



〈新制度(案)〉

3戸以上
翌年3月まで

● 農林業施設整備事業補助金概要(案)について

農林道や水路などへの補修等の現行制度を来年度から次のとおり見直す予定です。

〈現行〉

補助対象金額 3万円以上
申請時期 6月末まで



〈新制度(案)〉

3万円以上(上限20万円)
4月から先着順(予算の範囲内)

フロアマネージャー(庁内案内係)を設置

村では、1月5日から職員研修を兼ねてフロアマネージャー(庁内案内係)の試行を行っています。

フロアマネージャーは、村職員が交代で毎週月・金曜日の午前9時から10時までの間、役場本庁舎の玄関付近に立って、来庁者などに対して「庁舎の案内や対応」などを行っています。

なおフロアマネージャーは、試行ですので、来庁者等のご意見などを聞きながら、住民サービスの向上に努めていきます。

〈問い合わせ〉 人事財政課



予防接種の お忘れはありませんか

平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれの人は、麻しん風しん（MR）2期予防接種を無料で接種できます。接種期間は3月末日までですので、過去に麻しん風しんにかかったことが明らかでない人は、予防接種をうけましょう。

事情があり、どうしても期間内に接種できない人は保健センターに相談してください。

〈問い合わせ〉健康福祉課（健康）



「健やかライフサポート倶楽部 ～めざせ！10歳若返り～」

健康な生活を送れるように、日常生活の食事や運動をサポートする教室です。からだの内側から美しく若返りしましょう。

●これからの健康法

「健康で生涯をはつらつと過ごそう！」

- ・運動実技
- ロコモティブシンドロームの予防
- ・栄養講義（調理実習）
- 自宅でできる栄養のコツ

日時 2月20日（火）
午前10時～正午

場所 保健センター

対象 村内在住で64歳以下の人

定員 15人

定員になり次第締め切ります。

費用 初回300円

2回目以降150円

実施回数 1回（2月は運動と栄

養を一緒に実施）

詳細は村ホームページに掲載しています。

1コース（全7回）で実施していますが、今回だけの参加も可。

※テーマや内容が変更になる場合がありますのでご了承ください。
※参加決定者には詳しい内容を後日送付します。

※保育が必要な場合は相談してください。

〈申し込み・問い合わせ〉

健康福祉課（健康）



健康ちはやあかさか21
イメージキャラクター

ちはやあかさか食育通信

【骨粗しょう症を予防する食事】

骨粗しょう症を知っていますか。骨の中に「す」ができてスカスカになり、もろくなる病気のことです。

骨は常に古いものを壊して、新しいものが作られています。年齢を重ねると骨を作る材料やホルモンが不足して壊す量が多くなります。これが骨粗しょう症の原因といわれています。

骨をつくる材料として必要な栄養素には次のようなものがあります。

・カルシウム

骨をつくる材料になります。カルシウムの大人の目標量は1日600mgですが、骨粗しょう症予防が目的なら700～800mg 摂る必要があります。一度にたくさん食べるのは難しいので、乳製品、魚介類、豆類、海藻類、野菜などいろんな食品から少しずつ摂りましょう。

・たんぱく質

カルシウムの吸収に関わる栄養素です。摂取量が

不足すると吸収が悪くなり、摂りすぎると体内のカルシウムがたんぱく質と一緒に排出されてしまいます。

肉、魚、卵、大豆、大豆製品などから毎食必ず摂りましょう。

・ビタミンK

骨が壊れるのを防ぎ、作るのを助けます。納豆、卵、緑黄色野菜、抹茶などから摂りましょう。

・ビタミンD

骨がカルシウムを吸収するのを助けます。日光にあたることにより皮膚で作られます（ただし、紫外線にあたりすぎると有害です）。レバー、鮭、干し椎茸などに含まれています。

これらの栄養素をバランスよくとり、カルシウムの吸収を邪魔するたばこやお酒、塩分やリンの摂りすぎに注意しましょう。また、適度な運動で骨に刺激を与えることも大切です。

（健康福祉課 管理栄養士）

個別検診をご存知ですか？

集団検診は日程が合わないなどの理由から検診を受けたことがない人もいないのでしょうか。個別検診は下記の医療機関で受診できるため、自身のライフスタイルに応じた受診が可能です。村では一人でも多くの人に検診を受診していただけるように無料化し、検診を個別で受けられるようにしています。今年度4月以降に、検診を受けていない人は、この機会にぜひ受診しましょう。

●個別検診（指定医療機関で実施）			
検診項目	対象者	内 容	指定医療機関
大腸がん検診	受診日現在 40歳以上の人 (年度に1回)	問診 便潜血検査	村国保診療所 (保健センター内・千早診療所) 植田診療所
乳がん検診	受診日現在、40歳以上の 和暦で偶数年生まれの人 (2年に1回) 昨年度受診していない場合は奇 数年生まれでも受診できます。	富田林病院－問診・マンモグラフィ検査 (40歳代は2方向、50歳以上は1方向撮影) いぬいクリニック－問診・視触診・マンモグラフィ検査 (40歳代は2方向、50歳以上は1方向撮影)	
子宮頸がん検診	受診日現在、20歳以上の 和暦で偶数年生まれの人 (2年に1回) 昨年度受診していない場合は奇 数年生まれでも受診できます。	問診・視診・内診・ 子宮頸部細胞診 (子宮体部細胞診は必要 な人のみ実施可能)	富田林病院 あやレディースクリニック 斉藤ウィメンズクリニック 澤井産婦人科 たけい産婦人科
5がんセット検診 (胃・大腸・肺・ 乳・子宮頸部) ※5種類のがん検診を 一日で受診できます。	〈胃・肺〉 受診日現在40歳以上の人 (年度に1回) 〈大腸・乳・子宮頸部〉 上記と同じ	〈胃〉問診・X線デジタル撮影 〈肺〉問診・X線デジタル撮影 (喀痰検査は必要な人のみ) 〈乳〉いぬいクリニックの内容と同じ 〈大腸・子宮頸〉上記と同じ	がん循環器病予防センター (大阪市城東区森之宮)
肝炎ウイルス検診	①年度内に40歳になる人 ②年度内に41歳以上で過去に 受けたことがない人 ③年度内に41歳以上で特定健 診などで肝機能検査に異常 がある人 平成29年4月末に送付した案 内・受診券・問診票を持って いる人は申込不要です。	血液検査 B型肝炎ウイルス検査 C型肝炎ウイルス検査	村国保診療所 (保健センター内・千早診療所) 植田診療所
成人歯科 健康診査	平成29年4月1日現在 40歳・50歳・60歳・70歳の人	問診 口腔内診査 結果説明	富田林歯科医師会管内の医療機関

※個別検診の実施期間は3月30日まで。

●申し込み

電話または保健センター窓口にて、申し込みを受け付けます。
申し込んだ人には詳しい案内を送付します。

〈予約・申し込み・問い合わせ〉健康福祉課(保健センター) ☎②0069(直通)・☎②0081(代表)

お電話お待ち
しています！



児童家庭相談

「しつけの仕方が分からない」「子どもを叩いてしまう」など子育てに関してお悩みの人、一人で悩まずに家庭児童相談員まで相談してください。
※不在の場合がありますので事前に連絡してください。

相談受付

毎週月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時
場所 村立保健センター内
費用 無料
〈問い合わせ〉 健康福祉課（福祉）

2月は児童手当の支払い月です

10月分から1月分までの児童手当を2月13日（火）に振り込みます。受給している人は、口座への入金を確認してください。

児童手当などの支給月額

- ・0歳～3歳未満（一律）
1万5千円
- ・3歳～小学校修了前
1万円（第3子以降は1万5千円）
- ・中学生（一律）
1万円
- ・所得制限限度額以上の人
特例給付として児童1人につき

一律5千円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

注意事項 住所、児童数などの変更、受給者が退職や転職をした場合や世帯での生計中心者が変更（離婚・婚姻・所得の増減など）になった場合は、必ず届けてください。届け出が遅れると返還金が生じる場合があります。

〈問い合わせ〉 健康福祉課（福祉）

ジュニアリーダーズスクール

自身の自主性を養うために、大阪市内へでて電車に乗りながらクイズを解いていく、環状線ツアーを行います。村内各小学校の友達と協力し目標を達成することは、中学までに友達の輪を広げることにもなる大切な研修です。人ごみにもまねながら各課題がクリアできるよう、みんなで協力しながらゴールを目指しましょう。

主催 千早赤阪村青少年指導員連絡協議会

日時 3月4日（日）午前9時30分（9時46分の電車に乗ります）

集合場所 近鉄富田林駅北ロータリー付近

行先 大阪環状線から大阪城および周辺

対象者 村内在住の小学4年生以上

定員 60名

参加費 1人700円（交通費、保険料を含む）

受付 2月5日（月）～16日（金）

午前9時30分～午後5時

※参加申込は受付期間内にくすのきホールで受け付けます。

※参加費は当日持参してください。

〈問い合わせ〉

教育課

☎71300

子育て支援ヘルパー派遣事業

出産前後の体調不良や母親などの疾病などで家事・育児が困難な家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児援助を行う「子育て支援ヘルパー派遣事業」を次のとおり実施しています。

対象者

村内に居住し、出産前後の体調不良や育児不安などにより養育上特に支援が必要で家事または育児が困難な家庭（他に援助をしてくれる人がいない家庭に限ります）。

派遣回数

1日1回（10回を限度）

派遣時間

1日2時間以内

午前9時から午後5時まで

※土日祝日および年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除く。

援助内容

○家事に関する援助

- ・食事の準備および後片付け
- ・衣類の洗濯や補修
- ・居室などの清掃、整理整頓
- ・生活必需品の買い物

○育児に関する援助

- ・授乳
- ・おむつ交換
- ・沐浴介助
- ・適切な育児環境の整備

費用 無料

〈申し込み・問い合わせ〉

健康福祉課（福祉）



地域子育て支援センターの催し



地域子育て支援センターは、村内で子育てをする人たちをさまざまな取り組みで応援する施設です。専任の保育士が常駐していますので気軽に遊びに来てください。

2月の予定（開室日時：月～金曜日（祝日は休み） 午前9時～午後3時）				
日・曜日	時間	場所	内容	
2 金 ★	午前10時～11時	げんき保育園内保育室	節分の集い 〈持ち物〉 お面	
6 火 ★	午前10時～10時30分	地域子育て支援センター	野菜スタンプ遊び 〈服装〉 汚れてもいい服	
7 水 ★	午前10時～10時30分		ポットンおもちゃ作り 〈費用〉 200円	
8 木 ★	午前10時～10時30分		室内公園あそび	
14 水 ★	午前10時～10時30分		毛糸あそび	
15 木 ★	午前10時～10時30分		げんき親子体操	
20 火 ★	午前10時～10時30分		ひな人形制作	
21 水 ★	午前10時～10時30分		室内公園あそび	
22 木 ★	午前11時～正午		お試しランチ 〈費用〉 子ども200円 〈持ち物〉 食事用エプロン、スプーン、フォーク ※スプーン、フォークは園でも用意します。	
28 水 ★	午前10時30分～11時		英語あそび・発育測定	
☆今月の一押し 〈ポットンおもちゃ作り〉 プラ板にお気に入りの絵を描いて、トースターでチン！親子で一緒におもちゃ作りをしませんか？				
〈のびのびげんきひろば〉 自由に遊んだり、自由におしゃべりしたりして、親子でのびのびしましょう。 〈日時〉 毎週月曜日（祝日などの場合は翌日の火曜日） 午前10時～11時30分 〈場所〉 保健センター3階集団指導室			〈げんき広場（自由来園）〉 自由に親子で遊びながら、お友達と交流しましょう。 〈日時〉 毎週月～金曜日 午前9時～午後3時	
〈園庭開放〉 園庭で自由に遊びましょう。 日時 毎週金曜日 午前9時～正午			〈子育て育児相談〉 ・電話相談（毎週月～金曜日） 午前9時～午後3時 ・面接相談★	
備考： ★は、事前に電話予約が必要です。催しで費用の記載のないものは無料です。雨天の場合や講師などの都合で活動が中止または変更となる場合があります。詳しくは、ホームページや窓口にある『地域子育て支援センター ai♡げんきだより』をご覧ください。				

〈予約・問い合わせ〉 地域子育て支援センター ai♡げんき（げんき保育園内） ☎7868

募集と案内

役場

納税相談を行います

次の日時に税務職員による納税相談を行います。平日忙しい人は利用してください。

日時 3月11日(日)
午前10時～午後4時

場所 役場1階総務課(税務)

内容 税金の納税に関する相談
(問い合わせ) 総務課(税務)



B&G 海洋センター

テニス初・中級講習会のご案内

村テニス連盟では、初心者・中級者を対象とした第60回講習会を開催します。

日時 2月25日(日)から毎週日曜日 午後1時～(全8回)

場所 村立テニスコート

費用 5千円

定員 10名(先着順)

受付 2月14日(水)まで

(申込み・問い合わせ)

中野 義信

☎@7519



ラ・フォレスタ

山口光行写真展 - We face that nature -

北海道で林業に従事しながら撮りためた原野の写真展を開催します。

日時 2月2日(金)～3月25日(日) 間の金・土・日・祝日、

午前11時～午後5時

場所 南河内林業総合センター
ラ・フォレスタ2階
(東阪1238-5)

入場料 無料

(問い合わせ)

ラ・フォレスタ ☎@0090

<http://www.sinrin.org/foresta/>



その他

やかんちゅうがっこう べんきょう 夜間中学校で勉強しませんか (生徒募集)

いろいろな事情で小学校や中学校を卒業できなかった人、実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人、夜間中学校でいっしょに勉強しましょう。2018年度の入学受付は、2018年4月27日まで。ただし、学校の休業日(土・日・祝)は除きます。ひらがなから勉強できます。2018年4月1日で、中学校を卒業していない、または、実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した、15歳

以上の人が入学できます。授業料はいりません。大阪府に住んでいる人が入学できます。外国籍の人でも入学できます。

(問い合わせ)

おおさかしりつふみ さとちゅうがっこうやかんがっきゅう
大阪市立文の里中学校夜間学級

☎ 06-6621-6729

おおさかしきょういくいいんかい しどうぶ
大阪市教育局 指導部

☎ 06-6208-9199



その他

南河内環境事業組合の 入札参加資格申請を受付けます

南河内環境事業組合では、建設工事や測量・建設コンサルタントなどの業務への入札参加資格申請を受付けます。

登録有効期間 4月1日から3年間

提出要領配布 2月23日(金)まで(平日午前9時～午後5時30分)。配布場所は、南河内環境事業組合第1清掃工場(富田林市大字甘南備2345)。

なお、組合ホームページからのダウンロードもできます。

申請書提出方法 申請書提出要領に基づき作成し、郵送のみ受け付けます。

受付期間 2月1日(木)～23日(金)(消印有効)

〈問い合わせ〉 南河内環境事業組合総務企画課
(〒584-0054 富田林市大字甘南備2345番地)

☎③6584

<http://www.minamikawachi-kankyo.or.jp>

春の全国火災予防運動 「火の用心 ことばを形に 習慣に」

3月1日(木)から7日(水)まで、全国火災予防運動が実施されます。消防本部では「安全・安心なまち」を目指して、火災防止対策を重点に巡回広報活動などを実施します。

日時 3月3日(土) 午前10時～午後1時30分

場所 エコール・ロゼ

内容 1. FC大阪 応援マネージャー 石塚理奈さんの1日消防長

2. 住宅用火災警報器の啓発および火災予防啓発

3. FC大阪サッカー教室

※対象年齢は、3才～9才(小学校3年生)

※参加定員は、先着順で1回につき30名まで。

※開催時間は、1回目 午前11時～11時30分、2回目 正午～午後0時30分、3回目 午後1時～1時30分

※受け付けは各回開始30分前から行います。

〈問い合わせ〉 富田林市消防本部予防課 ☎③1124
サッカー教室はFC大阪へ☎06-6264-2411

「拉致問題を考える国民の集い in 大阪」

北朝鮮による拉致問題は拉致された人やその家族の人権を踏みにじる重大な人権侵害であり、到底許されるものではありません。拉致問題は、我が国の喫緊の問題であり、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、解決に向けては、この問題についての世論を喚起していくことが大切です。

内閣府拉致問題対策本部、大阪市、府内全市町村と大阪府が共催して、拉致問題に関する理解と認識を深めるために、「拉致問題を考える国民の集い in 大阪」を開催します。

拉致被害者のご家族の思い、訴えをお聞きするとともに、北朝鮮による日本人拉致問題についての講演、ミニコンサートを実施し、共に拉致問題への思いを深め、拉致問題の解決に向けたメッセージを発信します。

日時 2月17日(土) 午後2時30分～4時30分
(午後2時開場)

場所 KKR ホテル大阪(大阪市中央区馬場町2-24)

主催 内閣府拉致問題対策本部、大阪府、大阪市、府内全市町村

プログラム

○拉致被害者ご家族の訴え

- ・横田 哲也 氏(拉致被害者家族連絡会事務局次長、横田 めぐみ さんの弟)
- ・増元 照明 氏(増元 るみ子 さんの弟)

- ・松本 孟 氏(松本 京子 さんの兄)

○講演

- ・村尾 健兒 氏(特定失踪者問題調査会副代表兼事務局長)

○ミニコンサート

- ・山口 采希 さん(シンガーソングライター)

定員 400人(事前申込要、申込先着順)、入場無料

申込方法 以下のいずれかの方法で、件名を「拉致問題を考える国民の集い」として、氏名、住所、電話番号、同伴者の氏名を連絡し、大阪市市民局ダイバーシティ推進室人権企画課まで申込んでください。

なお、当日は手話通訳者を配していますが、その他配慮が必要な人は、申込時に申出てください。

- ・郵送 〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
大阪市市民局ダイバーシティ推進室人権企画課行

- ・☎ 06-6208-7619

- ・FAX06-6202-7073

- ・Eメール ca0014@city.osaka.lg.jp

申込締切 2月9日(金)

〈問い合わせ〉

大阪市市民局ダイバーシティ推進室人権企画課

☎06-6208-7619

または、大阪府府民文化部人権局人権企画課

☎06-6210-9280

今月のコラム



村長の部屋

新しい時代の村

平成30年となった。あと16か月で年号が変わる。平成の30年は村受難の時代だった。村産業の柱だった林業は国内の木材需要低迷で「業」とは言えなくなった。交通環境が悪くなり村から若者が出て行った。結果少子高齢化が進行、高齢化率が小吹台、千早地区で50%を超え府内断トツ。

このままでは村が消えてなくなる。千早赤阪村を再生するときには年号が変わる今。新しい年号の30年、村はどうなっているか？

『国道309号は高規格国道で河内と京奈和の懸け橋となり、富田林五条線は金剛トンネルが開通し村と新宮市は2時間の距離となった。上ノ太子→千早赤阪→河内長野→和泉→泉佐野、鉄道も数年中に開通、

大南高こと「大阪南部高速道路」で関空まで30分。山間地にもかかわらずIT関連企業の進出がひっきりなし。河内インテリジェント・ヴィレッジと呼ばれる、村内の職場に勤務する皆さんは林間に広がるゆったり敷地の住宅に住み子供たちの声があちこちにこだまする。2階建てになった松原線を利用して大阪市内へ通勤する人も多い。税収も20億円超。すでに過疎から脱却、金剛山に近い1800ヘクタールの森林は間伐も完全に済みあと50年もすればすべて文化財の修復・再建築には千早赤阪産材が使われる。手入れの行き届いた山は森林浴の楽園、ダイトレを歩く人は多い。』

こんな新しい年号にふさわしい村をつくろう。

人権コラム「きずな」⑦

夢を持つ大人たちの中で

佐久間 敦史 (大阪教育大学)

十月から二月は、運動会などの大きな行事も終わり、多くの学校で「授業研究会」が行われます。私も大阪府内を中心に、小・中学校の授業研究会に参画します。すばらしい授業に出会い、子どもたちが生き生きと参加する姿を拝見できる日々です。

その中の一校、近畿地方の南部にある小規模の中学校でのことです。この日の授業研究会では、すべての学年で「研究授業」が行われました。研究授業とは、病院で言えば、カンファレンスを重ねて、難しい症例の手術を最新の研究と技術を用いて、チームで成功させていくような感じです。学校では、教員や学校の教育力を高め、すべての子どもたちが生き生きと授業に参加し、結果、学力を高めるなどの目的で行われます。先生方は数か月も前から研究を重ね、「学

習指導案」を作成し、検討会などで練り上げていきます。私のところにも、毎日のように「学習指導案」が送られてきます。研究授業の当日は、大学の研究者や教育委員会の指導主事などが訪れ、校長先生をはじめ、校内すべての教員が授業の観察・分析を行います。そして、事後の討議会で成果と課題を話し合うという、何とも緊張感のあるものです。

この日の研究授業で特に目を引いたのは、社会科です。IT関連企業の方、県職員などをゲストで招き、パネルディスカッションから始まりました。この中学校は、高齢化・過疎・人口減・産業の衰退で、子どもたちにとって将来への見通しが持ちにくい地域にあります。子どもたちの多くは、東京や大阪など、都市部への進学や就職を志向します。そんな中、ゲスト

のIT関連企業の方が言い出しました。「これからは、この町にこそ未来がある」と。ITの環境、自然、人の温もり、食、気候など、データを通して熱く子どもたちに説明されます。もちろん、子どもたちの顔は上がり、目は輝きます。グループに分かれ、自分たちの未来への夢や不安をゲストに質問などしながら、熱いディスカッションが続きました。

大人たちが地域の未来への夢や展望を持たない中では、子どもたちも地域での未来は描けません。未来のある地域とは、流出か流入か、画一か多様か、排除か寛容か、開発か保全か、格差か平等か。持続可能な地域について、子どもたちの未来のために、じっくりと考えたいものです。

消費生活ひとことアドバイス ④3

質問

迷惑メールがたくさん届いて困っています。発信元に心当たりがないメールに「配信停止はこちら」とメールアドレスが書かれていましたが、返信してもよいものでしょうか？

回答

心当たりのない不審なメールやSMS（ショートメッセージサービス）が届いたときの基本的な対処法は「開かず削除すること」です。「返信する」「URLをクリックする」など、メールに反応することは、別のトラブルのきっかけとなる場合があるため、やめましょう。もしも不安を感じたら、お近くの消費生活センター等にご相談ください。

解説

近年、携帯電話やパソコンなどに届く電子メールやSMSなどのうち、迷惑メールに関連する相談が増えています。相談の内容は「迷惑メールの止め方がわからない」等、迷惑メールの受信そのものに関する事柄だけにとどまりません。

例えば

- 迷惑メールに書かれていた電話番号に連絡する
- 迷惑メールに返信する
- 迷惑メールに書かれていたURLをクリックする

など、消費者が迷惑メールになんらかの反応をしたことをきっかけに、個人情報聞き出されたり、出会い系サイトに誘導されたりする別のトラブルとなった事例が各地の消費生活センターに寄せられています。

消費者が行う迷惑メール対策については、技術的な仕組みを活用しながらトラブル予防のための行動習慣を身につけることが大切だと考えられます。また、迷惑メールの情報収集を行っている関係機関へ情報提供をすることもできます。具体的には以下の3点がポイントとなるでしょう。

(1) 迷惑メールが届いたら、開かずに削除し、反応しない

電話をする、返信する、URLをクリックする、添付ファイルを開く、URLから飛んだウェブページに個人情報等を入力するなど、迷惑メールに反応しないようにしましょう。実在の事業者名が記載されたメールなど、迷惑メールか本物のメールなのか判断がつかない場合には、その事業者のホームページや問い合わせ窓口で直接連絡を取り、事業者の名前をかたるメール等の注意喚起がないかを確認しましょう。届いたメールに書かれていた連絡先やURL先から確認することはやめましょう。

(2) 技術的な仕組みを活用する

- ①迷惑メールをブロックする
- 携帯電話、プロバイダー、セキュリティソフトなど迷惑メールの対策サービスを確認し、活用しましょう。
 - メールアドレス、携帯電話の電話番号の変更も検討しましょう。
 - ②迷惑メールに添付されたウイルス等への対策をする
- OSやセキュリティソフト等を最新の状態に更新しま

しょう。

(3) 関係機関へ情報提供する。

- 法律にもとづき国の委託を受けた機関が、迷惑メールに関する情報収集を行い、違反者に対して行政処分を行うなど、行政上の措置に役立てています。下記の機関に情報提供をすることができます。
- 迷惑メール相談センター（一般財団法人日本データ通信協会）
総務省の委託を受け特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（特定電子メール法）に違反する迷惑メールに関する情報を収集しています。
- 一般財団法人日本産業協会
消費者庁の委託を受け「特定商取引に関する法律」（特定商取引法）に違反する電子メール広告（迷惑メール）に関する情報を収集しています。

〈問い合わせ〉

富田林市消費生活センター
※千早赤阪村・富田林市・太子町・河南町の消費者相談は「富田林市消費生活センター」で行っています。

開所日時

月～金曜日
午前9時～正午、午後1時～4時
(祝日・年末年始を除く)

場所

富田林市役所1階7番窓口奥
☎☎1000（内線186）



トピックス

健康ナビ

子育てナビ

募集と案内

今月のコラム

みんなのひろば

お知らせ掲示板

今月の予定表



青春じゆずつなぎ

315

Tsui Naoki
森屋 辻 直 希 さん
 <20歳 しし座>

- 👤 • 近況は・・・
大阪大谷大学で幼児教育についての勉強をしています。
- 👤 • 趣味は・・・
音楽を聴くことです。
- 👤 • 夢は・・・
幼児教育について学んでいるので、子どもにたずさわる仕事がしたいです。
- 👤 • 最近、楽しいと思ったことは・・・
10月に秋祭りがあり、雨でしたがとても楽しむことができました。
今年はぜひ晴れて欲しいです。



- 👤 • 思い出のアルバムから・・・
2歳頃の写真ですね。となりに写っているのは父です。
この頃からだんじりが好きやったようですね。
- 👤 • 千早赤阪村について・・・
不便だと思うことは多々ありますが、静かで自然も豊かなので私はとても村が大好きです。
- 👤 • 次号は・・・
小・中学校の同級生の東條 太紀 さんです。
- 👤 • 東條さんへメッセージを・・・
来月号は頼んだよ。また遊びに行くぞ!!

わがやのホープ



千早 もりさき あきと くん
 (森 崎 旭 飛)
 平成21年12月17日生まれ

もりさき ちはや くん
 (森 崎 智 隼)
 平成29年4月3日生まれ

あなた達は、私達夫婦の大切な宝物！
 すくすくと元気に成長してね。

父・啓晃さん 母・佐地子さん

税について学ぶ
 ~赤阪小学校で租税教室を開催~

平成29年12月4日に赤阪小学校で、役場税務担当職員による租税教室が行なわれました。
 <問い合わせ> 総務課 (税務)



中学生の「税についての作文」

表彰

平成29年12月14日、村立中学校で「税についての作文」の入選者表彰が行われました。

村長賞 川崎 陽也さん

(写真中央)

教育長賞 後藤 ミクさん

(写真左から2番目)

南河内納税貯蓄組合連合会会長賞

鍛治 真希さん

(写真右から2番目)



防火・防災への誓いも新たに ●平成30年千早赤阪村消防出初式●

1月6日、村民運動場で平成30年消防出初式が行われました。

寒さ厳しい中、集まった村消防団と富田林市消防本部による規律正しい入場行進、観閲、消防車による一斉放水などが行われました。

また、優良消防団員表彰が行われ、村長と団長から7人が表彰されました。



平成30年村表彰式典

1月5日、くすのきホールで平成30年村表彰式典を開催しました。

式典では、長年にわたり村政や地域振興、地域福祉、消防防災などの各分野で活躍、貢献された皆さんの功績をたたえ松本村長から表彰状が授与されました。

また、受賞者を代表して今西勝也さんが、「今後も村政発展のため、微力ではございますが、より一層尽力致すつもりでございます」と謝辞を述べられました。

今後もそれぞれの分野でのさらなる活躍を期待しています。

●功労者表彰

赤崎 弘平 さん（大阪市）

（村のまちづくりに貢献）

浅野 利夫 さん（森屋）

（村の地方自治に貢献）

今西 勝也 さん（小吹）

（村の国民健康保険の運営に貢献）

大江 洋一 さん（河内長野市）

（村の情報（保護・公開）制度の推進に貢献）

大橋 清治 さん（東阪）

（村の青少年の健全育成、消防活動に貢献）

土井 典子 さん（中津原）

（村の地域福祉の向上に貢献）

東條 けい子 さん（森屋）

（村の学校教育・社会教育の振興に貢献）

西野 敏彦 さん（二河原辺）

（村の地域の振興発展に貢献）

井上 昭応 さん（森屋）

新谷 晃二 さん（桐山）

杉本 公一 さん（千早）

谷 恵司 さん（小吹）

辻野 雅仁 さん（桐山）

東 和宏 さん（桐山）

向井 弘光 さん（東阪）

渡部 厚 さん（小吹）

（消防防災活動に貢献）

●善行者表彰

花水木 元山 えり子 さん、渡部 和歌子 さん（小吹台両自治会推薦）

（長年にわたり、小吹台入口周辺の花壇の植栽活動など、景観向上に貢献）



平成30年千早赤阪村成人式

1月8日、くすのきホールで成人式が開催され、新成人41人が出席し、大人の仲間入りをしました。

式典では、松本村長はじめ多くの方が新成人の門出を祝福するとともに、新成人の中から推薦で選ばれた矢倉一成さんと三枝香さんが誓いの言葉とお礼の言葉を読み上げました。

第2部のアトラクションでは、地元出身の音楽グループ「ツルビル」と新成人が『村唄』を一体となって歌ったほか、村立中学校吹奏楽部の皆さんが『ふりそでーしょん』他2曲を演奏し、大いに盛り上がりました。

記念撮影後、ロビーや玄関前などで、互いに写真を撮るなど、久しぶりの仲間との再会を楽しんでいました。



トピックス

健康ナビ

子育てナビ

募集と案内

今月のコラム

みんなのひろば

お知らせ掲示板

今月の予定表

・お知らせ掲示板・

保険・年金

一定の障害のある65歳から74歳までの人も後期高齢者医療制度に加入できます

65歳から74歳までの人で、次の①から④のいずれかに該当する人は、大阪府後期高齢者医療広域連合に障害認定の申請をし、認定を受けると、後期高齢者医療制度に加入することができます。（現在加入している健康保険の脱退の手続きが必要になります）

- ①国民年金法などにおける障害年金1・2級の人
- ②身体障害者手帳1・2・3級および4級の一部の人
- ③精神障害者保健福祉手帳1・2級の人
- ④療育手帳Aの人

また、後期高齢者医療制度に加入している65歳から74歳の人は、75歳の誕生日までであれば撤回（資格喪失）をすることができます。

申請方法など、詳しくは問い合わせてください。

〈問い合わせ〉

- ・住民課（後期高齢）
- ・大阪府後期高齢者医療広域連合資格管理課

☎06(4790)2028



「後期高齢者医療制度の高額療養費」確定申告の医療費控除のために

後期高齢者医療制度では、12月に診療を受けた分の高額療養費の振り込みは3月末に行う予定です。

確定申告の医療費控除などのために、事前に12月診療分の高額療養費支給見込み額が必要な人は、2月下旬以降に広域連合へ問い合わせてください。

ただし、見込み額での回答となりますので、修正申告の必要場合があります。

〈問い合わせ〉

大阪府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎06(4790)2031

国民年金保険料は口座振替がお得です

国民年金保険料は口座振替で納付することができます。

口座振替を利用すると、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく、とても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6カ月前納・1年前納・2年前納もあり大変お得です。

口座振替を希望の人は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、希望の金融

機関または年金事務所へ申し出てください。

- ※6カ月前納（4月～9月分）・1年前納（4月～翌年3月分）・2年前納（4月～翌々年3月分）の申し込み期限は毎年2月末までです。

〈問い合わせ〉

- ・天王寺年金事務所 ☎06(6772)7531
- ・住民課（国民年金）

一部自己負担額を軽減します

老人医療（一部負担金相当額等一部助成）医療証（空色）、障がい者医療証（鶯色）、ひとり親家庭医療証（水色）、子ども医療証（うす橙色）をお持ちの人は、1医療機関あたり1日につき最大500円（月2日を限度、入院院・歯科別）を医療機関の窓口でお支払いいただいておりますが、1カ月の間に医療機関へ支払った一部自己負担額が『2,500円』を超えたときは、申請により超過分を支給します。

なお、領収書がないと支給できません。医療機関で一部自己負担額を支払ったときは、必ず領収書などを受け取ってください。

申請に必要なもの

- ・1カ月の間に医療機関の窓口で支払った額のわかるもの（領収書など）
- ・印鑑
- ・振込先がわかるもの
- ・医療証

〈問い合わせ〉 住民課（福祉医療）

お薬がこんなことになっていませんか



薬は正しく飲むことが大切です。薬をいろんな場所に置くと飲み忘れます。まとめて保管するようにしましょう。

手元に残った薬は、薬局でも整理できます。

一度、医師や薬剤師に相談してみましょう。

〈問い合わせ〉

大阪府藤井寺保健所

☎072(952)6165

住民課（国民健康保険）

福 祉

高齢者の障害者控除 対象者認定申請

身体障害者手帳などを持っている人は、所得税や村府民税の障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。現在、65歳以上でこれらの手帳を持っていない人でも、介護保険で要介護認定を受け要介護1以上で認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上、または、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がA以上の人は、障害者控除を受けることができます。この障害者控除を受けるためには、確定申告の際に認定証が必要です。役場健康福祉課へ申請してください。

〈問い合わせ〉

健康福祉課（高齢介護）

メール119番 サービスが始まります

聴覚・音声・言語機能などの障がいや身体障害者手帳を交付されている村内在住の人のうち、電話での対話による119番通報が困難な人を対象に、緊急通報の補助手段として携帯電話などの電子メールを利用して消防車や救急車の要請ができるサービスです。

利用については事前登録が必要です。

〈問い合わせ〉

富田林市消防本部指令課

☎230119 ☎260119

社会福祉協議会からの お知らせ

寄 付

ご芳志は、地域福祉の向上のために有意義に活用させていただきます。

社会福祉協議会善意銀行

◎大橋 清治 様（東阪310-1）

3万円

亡父 健治 氏の供養として

◎南 博昭 様（森屋312）

10万円

亡母 はや子 氏の供養として

◎東條 正弘 様（森屋352）

5万円

亡祖母 美代子 氏の供養として

◎仲谷 桂子 様（水分353-2）

3万円

亡夫 一 氏の供養として

歳末たすけあい募金

歳末たすけあい募金運動には、皆さんの温かいご支援と、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

次のとおり報告します。

◎募金総額 156万7255円

（内訳）

●戸別募金 147万4250円

●法人募金 1万円

●街頭募金（福祉のつどい）
8万3005円

この歳末募金を次のとおり配分しました。

◎配分総額 156万7255円

（内訳）

ねたきり高齢者見舞金

9万円

老人クラブ連合会

10万円

ボランティア連絡協議会

6万円

シルバー人材センター

3万円

地区福祉委員会（3委員会）

45万円

地域福祉活動強化事業

（各地区・自治会の世代間ふれあい事業経費など）

83万7255円

〈問い合わせ〉

千早赤阪村社会福祉協議会

☎720294

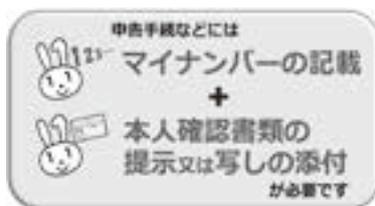


税

村・府民税の申告には マイナンバーカードが必要です

昨年に引き続き、村・府民税の申告にはマイナンバーの記載が必要です。

村・府民税申告手続きの際には、
①マイナンバーカード（写真付）
②マイナンバー通知カード＋運転免許証などの写真付身分証明書
①または②が本人確認書類として必要です。役場では、申告へ来られた人のマイナンバーを調べることができませんので、必ず自身で準備の上、申告へお越してください。
〈問い合わせ〉 総務課（税務）



自動車の登録手続きはお早めに お持ちの自動車で、名義変更や廃車の手続きなどが済んでいないものはありませんか？

毎年、年度末に当たる3月は、自動車の登録手続きが1年中で最も集中します。

特に3月の下旬は登録窓口が大変混雑し、手続きに何時間もかかることが予想されますので、登録の手續などは比較的空いている2月から3月の中旬までに済ませてください。

自動車の登録手続きは自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局、事務所でこなうこととなっています。

○登録手続案内

大阪運輸支局

☎050-5540-2058

なにわ自動車検査登録事務所

☎050-5540-2059

和泉自動車検査登録事務所

☎050-5540-2060

自動音声案内は24時間利用できます。

なお、自動音声案内で対応できない複雑な事例などについては、最終的にオペレーターが対応（開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）します。

〈問い合わせ〉 大阪運輸支局

☎050-5540-2058

「広報ちはやあかさか」が大幅リニューアル！

平成30年1月号から「広報ちはやあかさか」が生まれ変わりました！

- ・読みやすい「横書き」紙面
- ・表紙・裏表紙のフルカラー、紙面の2色刷り
- ・探しやすい紙面縁のインデックス
- ・項目ごとに整理された記事 など

これからも「見やすい・読みたくなる紙面」をめざします。

大幅にリニューアルした「広報ちはやあかさか」にご期待ください。



「あけまして広報紙。新年を彩る表紙22選」に本紙が選ばれました！

全国自治体の様々な情報を発信しているWEBサイト「自治体クリップ」の『あけまして広報紙。新年を彩る表紙22選』に、大幅リニューアルした「広報ちはやあかさか 平成30年1月号」が選ばれました。全国で1700以上ある自治体の中、フルカラー化された表紙と、新年の幕開けにふさわしい金剛山からの美しい初日の出の写真が評価されたものです。

URL : https://clip.zaigenkakuho.com/newyear_2018/

自治体クリップ で検索

村・府民税の申告期間は2月16日から3月15日までです

平成30年度村・府民税申告書については、昨年度の申告実績および昨年65歳に到達した人を対象に2月上旬頃の送付を予定しています。2月16日から受付が始まりますので、申告書が手元に届いたら、村・府民税の申告をしていただくようお願いします。なお、確定申告をする予定（又は申告済）の人や、村・府民税が特別徴収（給与天引き）の人は、申告する必要はありません。

●申告が必要な人

- 平成30年1月1日現在、村内に居住し、昨年中（平成29年1月1日～平成29年12月31日）に収入のあった人。
※家族の健康保険などの扶養に入っている人でも昨年中に収入があった人は申告が必要です。
- 無収入の人で、どなたの扶養にも入っていない人や扶養者が村外に居住している人。
- 給与の源泉徴収票や公的年金の源泉徴収票に記載されている控除以外の控除を受ける場合。
例：生命保険料控除や地震保険料控除、医療費控除、寡婦（夫）控除などの控除の追加。
給与及び公的年金支払時に天引きされている社会保険料以外の社会保険料の追加など。

●申告時に必要なもの

- 申告書
- 印鑑
- 源泉徴収票、保険の支払証明書などの原本など（源泉徴収票のない人は収入明細書など）
- 医療費の明細書（平成29年中に医療を受けた人、病院、薬局ごとに医療費を合計して記載したもの）または各保険者からの医療費通知
- マイナンバーカードもしくはマイナンバー通知カード
+運転免許証等の写真付身分証明書

●昨年度からの変更点

- 医療費控除は従来の領収書の提出が不要となり、明細書の添付が必要となりました。医療費控除申告の際には、
 - ①医療費控除の明細書（平成29年中に医療を受けた人、病院、薬局ごとに医療費を合計して記載したもの）
 - ②各保険者からの医療費通知（医療費のお知らせ）①または②のどちらかの書類が必要となります。
※明細書記入内容確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署などから領収書の提示または提出を求められる場合がありますので、領収書は自宅などで保管してください。
※医療費の明細書の様式は役場総務課税務担当にも用意していますが、必要事項が記載されていれば任意の様式を使用しても構いません。
(注) 経過措置により、平成32年度の村・府民税申告までは医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

○村・府民税の申告受付は次のとおりです。

	月 日	時 間	場 所
受付期間	2月16日(金)～ 3月15日(木)	午前9時～午後5時30分	総務課 税務担当
出張申告受付	2月21日(水)	午前9時30分～正午	千早老人憩いの家
	2月22日(木)	午前9時30分～正午	下東阪老人憩いの家
	2月23日(金)	午前9時30分～午後4時30分	コミュニティホール (千早小吹台小学校内)
休日申告受付	3月11日(日) ※	午前10時～午後4時	総務課 税務担当

※ 平日の都合がつかない人、家族・近所の人に送迎してもらう人のために休日申告受付日を設けています。この機会に是非利用してください。

〈問い合わせ〉 総務課（税務）

富田林税務署からのお知らせ

申告と納税は、お早めに！

●申告期限について

平成29年分の所得税の申告は3月15日(木)まで、個人事業者の消費税及び地方消費税は4月2日(月)までです。

富田林税務署の確定申告会場は、「すばるホール」(富田林市桜ヶ丘町2-8)です。また、会場の開設期間は2月16日(金)から3月15日(木)まで、時間は午前9時から午後5時までです。(土・日を除く。ただし、2月18日(日)および2月25日(日)は開設します。)

※確定申告会場は、連日、大混雑が予想されますので、自宅で、申告書を作成して提出してください。

※「すばるホール」では、納付手続、納税証明書の発行および相続税の相談は行っていません。

※申告受付の詳細については、広報1月号をご覧ください。

●医療費控除について

平成29年分の確定申告から、医療費控除を受ける場合、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

●e-Taxについて

国税電子申告・納税システム「e-Tax」は、自宅やオフィスなどからインターネットを利用して、所得税及び復興特別所得税、消費税、贈与税などの申告や、ダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができます。

また、「e-Tax」を利用して所得税及び復興特別所得税の確定申告を行なうと、①添付書類(生命保険料控除の証明書や源泉徴収票など)の提出省略、②還付がスピーディーなど書面による申告に比べてメリットがあり、大変便利です。詳しくは、e-Tax ホームページ(国税庁、e-Tax または確定申告で検索)をご覧ください。

●年金所得者の申告手続の簡素化について

公的年金などに係る雑所得を有する人で、公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税について確定申告書の提出は不要です。

※この場合であっても、医療費控除などによる所得税及び復興特別所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

※所得税及び復興特別所得税の確定申告が不要となった場合でも、各種所得控除を受けるために住民税の申告が必要となる場合があります。(年金から天引きされたもの以外に健康保険料を支払っているなど)

●記帳義務、記録保存義務の拡大について

法律の改正に伴い、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行なう全ての人(所得税および復興特別所得税の申告の必要がない人も対象となります。)は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。

〈問い合わせ〉 富田林税務署 ☎243281

洗剤 お風呂 洗い物 ちょっとの工夫で きれいな川に

2月は生活排水対策推進月間 &大和川流域水質改善強化月間

大和川の水の汚れの原因の約7割がトイレや台所、お風呂、洗濯など日常生活から出る「生活排水」です。この生活排水の影響は、河川流量が減少する冬期に大きくなります。

大阪府では2月を「生活排水対策推進月間」、大和川流域では「水質改善強化月間」とし、ご家庭からの生活排水をできるだけ汚さずに流すための工夫を呼びかけています。

みなさんに心がけてほしいこと!!

- ◆食器や鍋の汚れは、紙などで拭き取ったり、ヘラでかき取ってから洗いましょう。
- ◆味噌汁、スープ、飲み物などは必要な分だけ作り、残り物を流さないようにしましょう。
- ◆油は使い切る工夫をし、捨てる場合は、流しに流さずに新聞紙に吸い込ませたり、固形化するなどしましょう。
- ◆石けん、洗剤、シャンプーなどは適量を使いましょう!

下水道や合併処理浄化槽を利用していても、これらの取組は、処理施設への負担を減らすためにも有効です。

〈問い合わせ〉

大阪府環境農林水産部 環境管理室 ☎06-6210-9585

【大阪府生活排水対策に関するホームページはこちら】

<http://www.pref.osaka.jp/kankyohozen/sei-hai/>



大阪府広報担当副知事
もずやんと家族

図書館 だより

図書館からのお知らせ

今月の主な新刊本を、紹介しています。図書館にない本は、府立や府内の図書館から取り寄せています。休室日は、2月5・11・12・19・26日です。

◆一般書

呉漢 上下 (宮城谷昌光)
銀杏手ならい (西條奈加)
大獄 (葉室麟)
ノーマンズランド (誉田哲也)
秀吉の活 (木下昌輝)
カネと共に去りぬ (久坂部羊)
荒海を渡る鉄の舟 (鳥羽亮)
おもかげ (浅田次郎)
逃亡刑事 (中山七里)
道標 (今野敏)
いのち (瀬戸内寂聴)

◆児童書

ジャングルのサバイバル5 (洪在徹)
かいつぞりのちていたんけん

(原ゆたか)

そらをとびたかったペンギン (はやしみこ)

◆リサイクルフェアのお知らせ

蔵書点検で、廃棄する本を有効に活用するため、無料で希望者に譲ります。1人5冊までです。なくなり次第終了します。

日時 2月20日(火)～
午前10時～午後5時

場所 図書室前

図書館・図書室の広域利用について

図書館・図書室を広域利用の

できる範囲が新たに松原市・羽曳野市・藤井寺市にも広がりました。

これにより、南河内すべての図書館・図書室などを利用することができるようになります。

本を借りるときは、それぞれの市町村で登録が必要です。各図書館・図書室で手続きを行ってください。

広域利用できる市町村

富田林市・河内長野市・松原市・羽曳野市・藤井寺市・大阪狭山市・太子町・河南町・千早赤阪村の計9市町村

〈問い合わせ〉教育課 ☎②1300

2月のし尿収集予定表

各地区ミゼット車	2月16日(金) 予定
森屋、水分、川野辺、二河原辺、桐山、小吹、吉年	2月27日(火) 予定
千早、東阪、中津原	2月28日(水) 予定

2月のごみ収集予定表

ごみは、7時までに必ず出しましょう	
もえるごみ (火・金曜日)	2月2日(金)・6日(火)・9日(金)・13日(火)・16日(金)・20日(火)・23日(金)・ 27日(火)・3月2日(金)・6日(火)
粗大ごみ (第1水曜日)	2月7日(水)・3月7日(水)
プラスチック製容器包装 (第2・4木曜日)	2月8日(木)・22日(木)
ペットボトル (第3木曜日)	2月15日(木)
空カン・空ビン (第4水曜日)	2月28日(水)

村広報紙に掲載する広告を募集しています

村では本広報紙に掲載する広告を募集しています。

掲載を希望される人は、下記問い合わせ先まで連絡をお願いします。

掲載料：1月号あたり5000円

大きさ：天地5.95cm×17.85cm（この記事と同じサイズ）

※また、別途村ホームページへの掲載広告も募集しています。詳しくは下記へ問い合わせてください。

〈問い合わせ・申し込み先〉 人事財政課 地域戦略室

公共施設のごあんない

千早赤阪村役場…… ☎②0081
 小吹台連絡所…… ☎②7600
 防災行政無線テレホンガイド
 …… ☎②1388
 くすのきホール(教育委員会事務局)
 ・教育課…… ☎②1300
 村立郷土資料館…… ☎②1588
 B & G海洋センター ☎②7183
 学校給食センター… ☎②1112
 いきいきサロン
 ・やまゆり…… ☎②7005
 ・くすのき…… ☎②1705
 保健センター
 ・健康福祉課…… ☎②0069
 ・村国保診療所…… ☎②0038
 ・村社会福祉協議会 ☎②0294
 金剛山ロープウェイ
 ・千早駅…… ☎④0128
 村営宿泊施設
 ・香楠荘…… ☎④0321
 富田林市消防署
 千早赤阪分署…… ☎②1755
 ※各施設の休館日については
 お問い合わせください。

相談

心配ごと	2月1日(木) 3月1日(木)
児 童	2月1日(木) 3月1日(木)
行 政	2月1日(木) 3月1日(木)

時間 午後1時～3時
 場所 保健センター1階(相談室)

人 権	毎日(土日祝、年末年始を除く) 午前9時～午後5時 住民課 ☎②0081 (※河南町・太子町役場でも相談可) 河南町住民生活課☎②500 太子町住民人権課☎②5515 いずれも予約不要。電話相談可。
-----	---

就 労	毎日(土日祝、年末年始を除く) 午前9時～午後5時30分 観光・産業振興課
-----	---

教 育	毎日(土日祝、年末年始を除く) 午前9時～午後5時30分 教育委員会事務局教育課
-----	--

人の動き

総人口	5,362人(-7)
男	2,542人(-3)
女	2,820人(-4)
世帯数	2,324戸(+1)
12月末日現在、()は対前月比	

広場・相談など

種 類	月 日	受 付	対 象	
保健センター ☎②0069 広 場・講 習	のびのびげんきひろば (aiのびげんきの出張ひろば)	2月5日・19日・ 26日・3月5日(月)・ 2月13日(火)	午前10時～11時30分	就学前の乳幼児と保 護者
	あかちゃん広場 (交流会・相談)	2月21日(水)	午前10時～11時30分	0～1歳頃までの乳幼 児と保護者
	離乳食講演会 (あかちゃん広場に併設)		午前10時30分 ～11時45分	1歳頃までの乳幼児 の家族
相 談	無料弁護士相談・ 保健師こころの相談	2月9日(金)	午後2時～ (要予約、1人30分程度) (初回の人優先) (プライバシーは守ります)	借金・家庭・労働問 題など法律相談を希 望する人 (同日に身体やこころ の相談も行います)
	保健師による健康相談 (電話・来庁)	2月20日(火)	午前10時～正午 (来庁の場合要予約)	健康・育児・介護な ど相談を希望する人
	個別健康栄養相談	2月23日(金)	午後1時30分～ (要予約)	食事療法が必要な人、 健康のため食生活を 改善したい人
※個別禁煙相談は希望に応じて随時実施します(要予約)				

休日・夜間の医療機関など

名 称	連絡先・時間など	
休日診療	内科・歯科 (歯科は午前のみ)	休日診療所 ☎②1333 富田林市向陽台1-3-38 午前9時～11時30分 午後1時～3時30分
	小 児 科	富田林病院 ☎②1121(代表) 富田林市向陽台1-3-36 午前9時～11時30分 午後1時～3時30分
小 児 夜 間 救 急 (当番病院紹介)	富田林市消防署 ☎②9919 午後8時～翌朝8時(1年中) 土・日・祝・年末年始は午後4時から	
救急安心センターおおさか	#7119または☎06(6582)7119 24時間対応(1年中)	
大阪府小児救急電話相談 (受診するかどうかの判断の参考に)	#8000または☎06(6765)3650 午後8時～翌朝8時(1年中)	
大阪府救急医療情報センター (各科医療機関の診療状況照会)	☎06(6693)1199 24時間対応(1年中)	
「こどもの救急」ホームページ (受診するかどうかの判断の参考に)	http://kodomo-qq.jp/	

村国保診療所の診療曜日

- ・村国保診療所 水分195-1(保健センター内) ☎②0038
 午前診(月)～(金) 午前9時～11時30分
 午後診(月)(水)(木) 午後2時～4時30分 ※(水)の午後診は訪問
 夜 診(水) 午後5時～6時30分 診療のみです。
- ・村国保千早診療所 千早184-1 ☎④0240
 午後診(火)(金) 午後1時～2時30分



第2回 金剛山と千早城



金剛山は大阪府と奈良県の境にある標高1,125mの山です。鎌倉時代には楠木正成公が千早城を築いた山として有名です。

千早城は、楠木正成公の挙兵時、楠木城（上赤坂城）とともに中心的山城として用いられました。富田林警察署千早駐在所がある付近から山頂へ長い石段が続いていますが、その石段を登りきると平らな広場に到着します。この平らな広場は「第四郭（四の丸）」で「曲輪」（くるわ）と呼ばれる人工的に平坦にした部分です。そこからさらに奥へ進んだ千早神社の裏側、一番高い部分が「主郭（本丸）」と考えられている場所です。千早城は、激しい籠城戦にもかかわらず、落城しなかった山城であると『太平記』にも記述されています。松本村長は「地元のヒーローである大楠公が築いた落ちない千早城は本村の誇りであり、

その城跡が日本遺産、いや世界遺産になるよう頑張りたいと思います。」と熱い想いを語っています。

金剛山の登山者が最も多いのが冬山シーズンです。今シーズンは初冠雪を例年より20日以上早く観測しました。寒い日が続く時には、綺麗な霧氷の観賞が期待できます。また、金剛山ロープウェイで美しい冬山を眺望することもおすすめです。ぜひご利用ください。

〈アクセス〉

千早城跡：金剛バスまたは南海バス「金剛登山口」下車

ロープウェイ：金剛バス「千早ロープウェイ前」または南海バス「金剛山ロープウェイ前」下車

表紙の写真：金剛山山頂付近の霧氷（撮影：小吹 西岡 孝文 さん）